



～不動産・相続・会社法人登記・法務・行政手続に関する情報を毎月お届けします～

発行者:タスク司法書士法人・タスク行政書士法人

大阪事務所:大阪市中央区本町二丁目2番5号 本町第2ビル7F

(TEL)06-6210-1270

東京事務所:東京都千代田区神田多町二丁目11番地カツミビル7F702

(TEL)03-3525-8282

HP:<http://task-legal.or.jp>



## ★今号のTOPIC★ 「医療法人の役員の責任」について

医療法人の運営において、理事長、理事、監事といった役員は、法人の方針を決定し、適正な経営を維持するために重要な役割を担います。医療法人は、医療サービスを提供するだけでなく、経営の安定化や法令遵守など、多くの責務を果たす必要があります。

役員意思決定が法人の損害につながった場合、**法人に対する損害賠償責任**を負うことがあります。また、患者さんや取引先などの第三者に損害を与えた場合には、**第三者に対する損害賠償責任**を問われることもあります。こうした責任を十分に理解し、適切なリスク管理を行うことは、医療法人の安定運営に不可欠です。

一方で、医療法では一定の条件のもとで責任を軽減する「**責任免除規定**」の制度が設けられています。今号では、医療法人の役員が果たすべき責任と責任免除規定について解説します。

### 1. 役員の責任

#### ①医療法人に対する責任

医療法人の役員は、法人の適正な運営を確保するため、善管注意義務（善良な管理者としての注意義務）および忠実義務（役員が法人の利益を最優先に考え、誠実に職務を遂行しなければならない義務）を負います。具体的には、財務管理の適正性を確保し、不正行為を防止し、法令や定款に基づいた適切な経営判断を行う責任があります。

また、役員が職務を怠ったことにより法人が損害を被った場合には、損害賠償責任を負うことがあります。例えば、理事がずさんな財務管理を行い、法人に損害を与えた場合、法人はその理事に対して損害賠償請求を行うことができます。

#### ②第三者に対する責任

役員が第三者（患者さんや借入金金融機関など）に損害を与えた場合、故意または重大な過失があれば、法人だけでなく、役員個人が第三者に対する損害賠償責任を負うことがあります。例えば、法令違反に基づく不正行為や、重大な過失による経営判断の失敗が原因で取引先に損害が発生した場合、役員個人が賠償責任を問われることがあります。

### 2. 役員の責任免除の規定

上記①**医療法人に対する責任**には、責任免除の規定が設けられています。

#### 【社員全員の同意があるとき】

- ・責任の全部を免除できる。

#### 【社員総会の決議】 ※役員が善意で、かつ重大な過失がないとき

- ・責任の一部を免除できる。

#### 【定款に規定をすると】 ※役員が善意で、かつ重大な過失がないとき

- ・理事会の決議により、責任の一部を免除できる。
- ・さらに、理事長や職員を兼務している理事以外の役員は、事前に医療法人と「責任限定契約」を締結することが可能。

責任免除に関する規定を定款におくことで、法人にとっては、役員が過度な責任を恐れることなく適切なリスクを取った経営判断を行いやすくなり、経営の萎縮を防ぐ効果が期待できます。さらに、役員職への心理的ハードルが下がることで、分院開設時や監事の交代時などに、外部の人材を役員として迎えやすくなるというメリットもあります。

≪定款記載例（東京都医療法人モデル定款より）≫

第〇条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本会社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

**タスク行政書士法人では、責任免除規定導入のための定款変更認可申請や責任限定契約書の作成などのお手伝いが可能です。ぜひお気軽にご相談ください！**

次号の予告TOPIC「もしもシリーズ!!～こんなときどうする?Part3～」

